

# 二本松税務署からのお知らせ

すでに  
約4人中3人が  
e-Taxで  
申告しています!!

## 書かない 確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら、金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成し、送信することができます。

スマートフォンとマイナンバーカードを利用すれば、自宅や職場など、好きな場所からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください!



作成コーナー



自宅から  
申告可能



24時間  
利用可能



※メンテナンス時間を除きます

受信通知から  
いつでも内容確認



添付書類  
提出不要



※一部の書類を除きます  
イメージデータによる提出も可能

早期還付  
(3週間程度で還付)



※書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

### ご注意ください!

- 次に当てはまる場合は、役場等で更新手続又はパスワードの初期化・再設定を必ず行ってから e-Tax をご利用ください。
  - マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限が過ぎている場合
  - 署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)又は利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)を忘れてしまった若しくはロックされた場合
- 医療費控除を受けるためには、裏面の「医療費控除の明細書」の送信又は添付が必要です。申告書作成会場等で確定申告書を作成する方は、ご自宅等で事前に作成の上、ご来場ください。

医療費控除 明細書 書き方



## 令和7年分 申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税  
令和8年  
3月16日(月)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)  
令和8年  
3月31日(火)まで

### ○ ご相談が必要な方は、申告書作成会場へ

開設場所: 二本松福祉センター 3階 第3会議室(二本松市亀谷1丁目5番地1)

開設期間: 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)《土、日、祝日を除く》

開設時間: 午前9時～午後4時

※1 申告書作成会場に入場される際は「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日会場で配付するもの(配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。)と、LINEから事前に発行するもの(事前発行可能期間が設けられています。)があります。

※2 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカード(「数字4桁」及び「英数字6～16文字」の2種類のパスワードが必要です。)を使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信(提出)していただきます。事前に「マイナポータル」アプリのインストールをお願いいたします。

確定申告で困ったらチャットボットで解決!



税務職員ふたば

お問い合わせ先

二本松税務署 Tel 0243-22-1192 (代表)

※ 国税に関する一般的な電話相談の方は、電話相談センター(0570-00-5901(ナビダイヤル))にお問い合わせください。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏 名

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

|                                     |                             |                                        |
|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| (1) 医療費通知に記載された医療費の額<br>(自己負担額) (注) | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補填される金額 |
| 円                                   | 円                           | 円                                      |

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

|             |   |         |   |   |          |   |
|-------------|---|---------|---|---|----------|---|
| 医 療 費 の 合 計 | A | (7)+(8) | 円 | B | (9)+(10) | 円 |
|-------------|---|---------|---|---|----------|---|

|                                     |                    |   |
|-------------------------------------|--------------------|---|
| 支払った医療費                             | (合計)               | 円 |
| 保険金などで<br>補填される金額                   |                    |   |
| 差引金額<br>( $\text{㊸} - \text{㊹}$ )   | (マイナスのときは0円)       |   |
| 所得金額の合計額                            |                    |   |
| $\text{㊺} \times 0.05$              | (赤字のときは0円)         |   |
| $\text{㊻}$ と10万円のいずれか<br>少ない方の金額    |                    |   |
| 医療費控除額<br>( $\text{㊺} - \text{㊻}$ ) | (最高200万円、赤字のときは0円) |   |

|   |
|---|
| A |
| B |
| C |
| D |
| E |
| F |
| G |

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額  
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

○この明細書は、申告書と緒に提出してください。○左記2に係る領収書等は確定申告期限等から5年間で保管してください